相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市旭丘五番地、最後の住所茨城県龍ケ崎市長山八丁目四番地四　被相続人　亡　小川　昌久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十日

茨城県取手市取手二丁目一〇番一五号ナガタニビル五階　取手駅前法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大関　太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市吉祥寺南町二丁目二二五六番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町二丁目二七番一七号　被相続人　亡　荻生　眞裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千駄木一丁目五八番地、最後の住所東京都八王子市日吉町一一番六号　被相続人　亡　田村　敏一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十日

事務所東京都八王子市明神町二丁目二七番六号文秀ビル五階弁護士法人八王子ひまわり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市金森東一丁目一一三九番地四、最後の住所東京都町田市金森東一丁目一九番九号　被相続人　亡　末田　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十日

事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所　相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋一丁目四番地五、最後の住所神奈川県相模原市緑区牧野八一四七番地二ふじの温泉病院　被相続人　亡　宮坂　延子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十日

神奈川県相模原市南区相模大野四丁目五番五号相模大野ロビーファイブ二階D棟二〇四　相続財産管理人　弁護士　粟谷布由実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県杵築市大字南杵築一八一番地、最後の住所横浜市中区太田町三丁目三九番地一ライオンズステージ関内メダリオン一〇一二号　被相続人　亡　入江　高央

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十日

事務所横浜市中区太田町一―九　神奈川県興業ビル四階　相続財産管理人　弁護士　髙橋　瑞穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市五十公野四七七八番地、最後の住所新潟県新発田市大手町六丁目一番五号　被相続人　亡　佐藤　好治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十日

新潟県新発田市中央町一丁目五番七号、事務所新潟県新発田市中央町五丁目八番一号　相続財産管理人　三宅美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県豊前市大字薬師寺五〇九番地の二、最後の住所大阪府箕面市粟生間谷東六丁目二三番二号　被相続人　亡　小野　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館八階　相続財産管理人　弁護士　岩佐　嘉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区九条二丁目三四番地八、最後の住所大阪市旭区赤川二丁目四番三二―八〇六号　被相続人　亡　天野　健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十日

大阪府豊中市末広町二丁目一番四号豊中末広ビル二階二〇三　相続財産管理人　弁護士　向井　啓介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区舞子坂四丁目三番、最後の住所神戸市垂水区舞子坂四丁目三番九号　被相続人　亡　浅野　政**廣**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十日

神戸市中央区東町一一三―一大神ビル二階　伊原法律事務所　相続財産管理人　弁護士　伊原　由美

無縁墳墓等改葬公告

天王院境内内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年八月三十日

一、墳墓等所在地　神奈川県横浜市鶴見区寺谷一丁目一七二二番一

一、墳墓等の名称　天王院墓地

一、最終埋葬者または墓所建立者及び墓地番号

熊沢家（一八番）、畑家（一〇三番）、畑家（一五七、一五七―二）、畑家（二五〇―二）、関口家（二七〇番）、岡村家（二七八番）、中島家（二六番）、塩田家（三五五―二番）、須田家（四五三番）、堀家（四六一番）

一、改葬を行おうとする者　神奈川県横浜市鶴見区寺谷一―二―一　宗教法人天王院　代表役員　生方　常明

第12期決算公告　平成28年8月30日

福岡県筑紫野市上古賀3丁目2番16号

株式会社イーピーメディック

代表取締役　田部　公資

貸借対照表の要旨（平成28年5月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	299,626
	固定資産	13,001
	合計	312,627
負債及び純資産の部	流動負債	69,255
	固定負債	196,120
	株主資本	47,251
	資本金	35,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△12,748
	その他利益剰余金	△12,748
	（うち当期純損失）	（2,774）
	合計	312,627